

# ふるさと納税は、ふるさとへの寄付金です

■ 問合せ 企画財政課 ☎ 47-8013

ふるさと納税は、新たに税金を納めるものではなく、ふるさと(福井県や南越前町)への寄付をいい、住民税などから一定の控除を受けられることができる制度です。

ご寄付いただいたお金は、県や町が行う事業に有効活用させていただきます。

## ● 手続き方法

(払込手数料は無料です)

● ゆうちよ銀行をご利用する場合  
① ゆうちよ銀行の「払込取扱票」に

住所、氏名、寄付金額など必要事項を記入してください。

② 最寄のゆうちよ銀行でお振り込みください。

● ゆうちよ銀行以外の金融機関をご利用する場合

① 「寄付申出書」を役場に郵送またはFAXにてお送りください。

② 役場から支払用書類(振込用紙など)を郵送いたします。

③ 振込用紙にて南越前町収納金融機関でお振り込みください。

※「払込取扱票」「寄付申出書」は役場・各総合事務所・町内の駅などにあります。

## ● 確定申告をお忘れなく!

平成23年12月までに納めた寄付金は、平成24年3月までに確定申告を行うことで、税金の控除を受けることができます。

所得税：確定申告後に口座に還付されます。

個人住民税：給与所得者は、平成24年6月から平成25年5月まで控除されます。

自営業者などは、平成24年4月から平成25年3月まで控除されます。

南越前町へ、大阪府在住のAさんが35,000円寄付された場合。

自己負担額の例	
寄付金額	35,000円
寄付金控除対象額①+②	33,000円
控除の対象外	2,000円
①住民税の控除額	29,700円
②所得税の控除額	3,300円

Aさんの、自己負担額は2,000円  
自己負担額=寄付額から税の軽減額を差し引いた額

(夫婦・子ども2人、年収約700万円、個人住民税30万円、所得税率10%の場合)

※詳しくはホームページをご覧ください。

(検索キーワード)

南越前町 ふるさと納税

## 年金のお知らせ

■ 問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

### 第3号被保険者の届出

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うこととなります。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

下表に該当する場合は、忘れずに届出をしてください。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→ 第1号	町民税務課
本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金保険や共済組合に加入したとき	第3号→ 第2号	本人の勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例:厚生年金保険から共済組合へ)	第3号→ 第3号 (種別は変わりませんが届出が必要です)	配偶者の勤務先
本人の住所が変わったとき	そのまま	配偶者の勤務先

## 日野川の河道内樹木伐採希望者を募集します!

県および町では、洪水被害を防ぐため日野川の伐木を行っています。しかし、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応ができていない状況です。

そこで、伐採希望者を募集し、伐採した木を無償で持ち帰っていただく試みを実施します。ご協力をお願いします。

**実施期間** 2月上旬～3月上旬

**実施場所** 日野川沿いで数ヵ所を予定しています(申込者に直接連絡します)。

**申込方法** 申込書を持参、郵送、FAXのいずれかの方法で丹南土木事務所に提出してください。

**申込期限** 1月20日(金)

※応募多数の場合は抽選となります。

- 注意事項**
- ①伐採、搬出に要する費用、労力等全て自己負担とします。
  - ②けがや事故には十分注意してください。万が一事故等が発生した場合は、自己の責任で対応してください。
  - ③営利目的の方はご遠慮ください。

◎例年行っている、伐採木の無償提供は別途実施予定です。詳細が決まり次第ご案内いたします。

■ 申込み・問合せ 〒915-0882 越前市上太田町 42-1-1  
丹南土木事務所地域整備課 南越前グループ  
Tel 23-4971 FAX 23-1294